

令和4年度
『大川小学校いじめ防止基本方針』



阿久根市立大川小学校

目 次

1	【大川小学校いじめ防止基本方針】全体計画	・・・P1～P2
2	大川小学校『いじめ防止基本方針』の詳細	
I	いじめの定義	・・・ P3
II	いじめの基本認識	・・・ P3
III	いじめの構造	・・・ P3
IV	いじめのパターンやいじめに関する隠語	・・・ P3～P4
V	自校の課題	・・・ P4
VI	いじめ防止の校内組織	・・・ P4
VII	いじめ未然防止の取組	・・・ P4～P5
VIII	いじめ早期発見の取組	・・・ P6～P7
IX	いじめに対する措置の取組	・・・ P7～P8
X	その他	・・・ P8～P9
	・ 対応の流れ図	
	・ 管理・運営機構図	

大川小学校『いじめ防止基本方針』

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

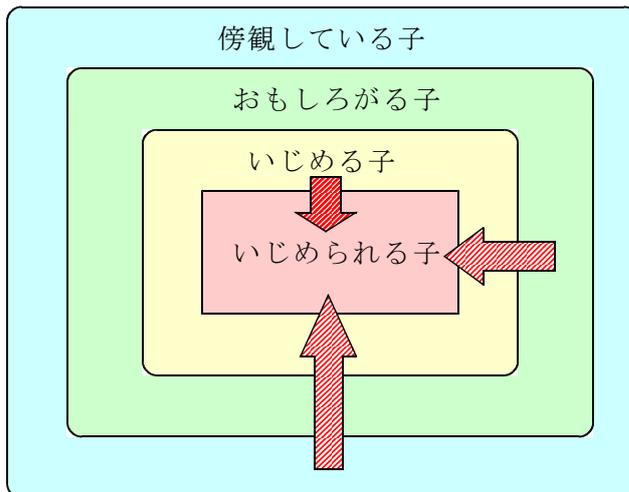
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

II いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

III いじめの構造



※「いじめられる子」にとってみると「いじめる子」だけでなく、「おもしろがる子」も「傍観している子」もみんな同じである。誰も助けてくれない。

指導するときは「いじめる子」はもちろんだが、許容的な雰囲気醸し出す「おもしろがる子」や「傍観している子」を含めた全体指導が必要である。

IV いじめのパターンやいじめに関する隠語

いじめのパターン

1. 心理的いじめ・・・（無視する、ひやかす、仲間はずれにする など）
2. 物理的いじめ・・・（お金を持ってこさせる、無理やり物を交換させる など）
3. 肉体的いじめ・・・（打つ、蹴る、つねる、髪の毛を引っ張る、わざとぶつかるなど）

いじめに関する隠語

1. プロレスごっこ（ボクシングごっこ）
遊びに見せかけて、暴力を振るう。
2. ばい菌遊び
〇〇菌が通る、〇〇菌、□□菌などと言って嫌がらせをする。
3. パシリ、ツカイッパ
使い走りをさせるなど、嫌がらせをする。
4. ズッコケ
いじめられる子どもの前でわざと倒れ、言いがかりを付ける。
5. カステラ遊び
大勢の前で音楽に合わせて踊りをさせ、嫌がらせをする。

6. トイレ掃除
トイレに連れていき、水洗便所にたまっている水を舌で舐めさせる。
7. コタツ
数人で一人を囲み、誰がやったか分からないようにして、殴る、蹴るなどの暴力を振るう。
8. お掃除
一人で掃除をさせたり、時間ギリギリでちり捨てに行かせたりする。
9. シカトする、ハブにする（ムラハチ）
無視したり、仲間はずれにしたりする。

V 自校の課題

本校は、小規模・少人数の学校であり、学級単位での教育活動はもとより、全校児童での教育活動が多く取り入れられている。休み時間もみんなで遊ぶなど、ふれ合う時間も多く、十分お互いを理解し合っているのが現状である。
しかし、少人数故にリーダーとなる児童の考えに左右されることが予想され、仲間はずれやいじめの対象になる児童が出てくる可能性もある。リーダー育成が自校の課題である。

VI いじめ防止の校内組織

1. いじめ防止対策委員会
全職員からなる、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証（生徒指導委員会）を月1回のペースで開催する。
※ 必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関等の助言をいただく。
2. 職員会議、職員朝会、特別支援教育委員会での情報交換及び共通理解
必要に応じて、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

VII いじめ未然防止の取組

校長	教頭	教務係	生徒指導係
①問題発生時における指導体制の確立 ②子ども一人一人に目を向けた教育活動の推進 ③地域に根ざす教育の推進 ④体験学習の推進 ⑤関係機関との情報交換	①問題行動等に関する職員研修の企画・立案 ②いじめ等問題行動対策マニュアルの共通理解の場の設定 ③地域に根ざす教育環境の整備 ④体験学習の環境整備 ⑤関係機関からの情報収集・提供	①問題行動等に関する職員研修の提案・実施 ②いじめ等問題行動の実態調査の実施 ③地域に根ざす教育の教育課程への位置付け ④体験学習の教育課程への位置付け ⑤関係機関からの情報の整理	①問題行動等に関する職員研修の実施 ②いじめ等問題行動の実態調査の実施・分析 ③地域に根ざす教育の内容の見直し ④体験学習の教育課程への位置付け ⑤関係機関からの情報の整理
学級担任	養護教諭	図書事務員・用務員	児童
①子ども一人一人が居場所のある学級経営 ②ユニバーサルデザインの授業実践 ③子どもとのラポートづくり ④保護者との連携(教育相談・家庭訪問) ⑤全教育活動での命・人権の尊重	①保健室から見た問題行動等に関する情報提供 ②遊びの状況把握(来室状況) ③健康相談の実施 ④保健指導の充実(T・Tの実施等) ⑤保健室に来る子どもの心の状況把握	①問題行動に対する観察 ②学校生活の状況把握 ③状況把握したことの情報提供	①「やるべきことはちゃんとやる」 ②明るく元気なあいさつ(一事徹底) ③ていねいな言葉づかい ④困ったことがあったら誰かに相談する。
保護者の協力	・児童の様子観察 ・お金や持ち物の管理と把握 ・家族との会話の場づくり ・PTA活動への積極的参加 ・担任との連携		
その他	・朝の立哨指導(児童観察)、民生委員、スクールガードリーダー ・学校との連携強化		

- 学級経営の充実
 - ・ いじめアンケート調査やソーシャルスキルトレーニング等を定期的実施して、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。
 - ・ 特別支援学級、通常学級の授業の中でできる、発達障害等のある子どもには「ないと困る」支援、他の子どもにとっても「あると便利」な支援を目指して、ユニバーサルデザイン（UD）の授業づくりに努める。

【具体的な取組】

- 個に応じた指導法の工夫 ○ICTの効果的な活用 ○支援員等との連携
- 意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）

- 人権教育の充実
 - ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
 - ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

【具体的活動の取組】

- 人権週間の設定と取組 ○ポスター・作文・標語づくりと掲示
- 「めぐみ」の視聴 ○「にこにこウィーク」の設定 ○全校朝会（人権の話）

- 道徳教育の充実
 - ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
 - ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑制する。

【具体的活動の取組】

- 道徳の研究授業・授業研究の実施 ○授業参観での道徳の授業実施

- 体験活動の充実
 - ・ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
 - ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

【具体的活動の取組】

- いも・野菜作り ○花づくり ○伝承活動 ○高齢者とのふれあい活動

- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
 - ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動を取り入れる。

【具体的活動の取組】

- 話し合い活動、児童会活動の充実 ○他校との交流学习 ○宿泊学習（修学旅行）
- 高齢者とのふれあい活動

- 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・ 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学級・学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

【具体的活動の取組】

- 道徳の授業（授業参観） ○全体P T A ○家庭教育学級 ○P T A活動の充実

Ⅷ いじめ早期発見の取組

校長	教頭	教務係	生徒指導係
①職員の動きの把握 ②より早く対応できる指導体制づくり ③教育相談体制の整備 ④心に響く生徒指導の充実 ⑤家庭、地域との連携強化	①職員の動きの把握 ②道徳教育・人権教育の推進 ③教育相談体制の整備と活用の推進 ④心に響く生徒指導の充実 ⑤家庭、地域との連携強化	①特別活動（児童会活動）の活性化 ②道徳教育・人権教育の充実 ③教育相談日の設定 ④心に響く生徒指導の充実	①特別活動（児童会活動）の活性化 ②道徳教育・人権教育の充実 ③教育相談日の設定 ④心に響く生徒指導の充実
学級担任	養護教諭	図書事務員・用務員	児童
①一人一人のよさを生かす教育の充実 ②道徳教育・人権教育の充実（思いやりの心） ③カウンセリングマインドに立った教育相談の実施 ④心に届く生徒指導（率先垂範・師弟同行）の実施 ⑤保護者との連携強化	①保健指導の充実 ②清潔な学校給食の実施（手洗い、マスク給食着の衛生） ③安全指導の充実 ④健康相談の充実 ⑤健康相談と教育相談の連携	①担任への情報提供 ②各係への情報提供	①「やるべきことはちゃんとやる」 ②明るく元気なあいさつ（一事徹底） ③ていねいな言葉づかい ④困ったことがあったら誰かに相談する。 ⑤困っている友達がいたら先生へ伝える。
保護者の協力	・児童の様子観察と担任との連携 ・お金や持ち物の管理と把握 ・家族との会話の場づくり ・P T A活動への積極的参加 ・父親の家庭教育への参加		
その他	・学校運営協議委員の情報収集（学校運営協議委員会の充実） ・スクールガードリーダーの情報収集と学校への情報提供		

- 日々の観察
 - ・ 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
 - ・ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
 - ・ いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

子どもたちの様子をチェックしてみましょう

[学校でのチェック] (教職員) <input type="checkbox"/> 表情が暗い、口数が少ない、気力がない <input type="checkbox"/> 休み時間、教室に一人が残っている <input type="checkbox"/> 行動が落ち着かなくなった子どもは <input type="checkbox"/> 保健室によく行く <input type="checkbox"/> 職員室の前をうろうろしている <input type="checkbox"/> 友だちの行動からワンテンポずれる <input type="checkbox"/> 友だちに笑われることが多い <input type="checkbox"/> ものを隠される、机を離される	[家庭でのチェック] (保護者) <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる <input type="checkbox"/> 外出しなくなったりする <input type="checkbox"/> 学校や友達のことを話たがらなくなる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちになる <input type="checkbox"/> 表情が暗くなりおどおどした状態になる <input type="checkbox"/> いらいらが続き、反抗的になる <input type="checkbox"/> 夜、眠れない日が続くようになる <input type="checkbox"/> 朝、登校時に身体の不調を訴える
---	--

日常の指導に生かしましょう

- 観察の視点
 - ・ 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
 - ・ 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

- ・ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- 日記や連絡帳の活用
 - ・ 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 教育相談（カウンセリング）の実施
 - ・ 教職員と児童の信頼関係を形成する。
 - ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・ 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- いじめ実態アンケートの実施
 - ・ アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、2カ月に1回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

Ⅸ いじめに対する措置の取組

校長	教頭	教務係	生徒指導係
① 今後の対応について即判断、職員に指示 ② 正確な実態把握 ③ 全校朝会等における子どもへの説諭 ④ 保護者との連絡調整 ⑤ 教委、警察等、関係機関との的確な情報交換	① 今後の対応について校長と相談、職員への具体的な指示 ② 正確な実態把握 ③ いじめ防止対策委員会、教育相談、学級PTAの開催 ④ 保護者との連絡調整 ⑤ 教委、警察等、関係機関への情報提供	① 迅速慎重な事情聴取 ② 事態の全容を正確に把握 ③ いじめ防止対策委員会、教育相談、学級PTAの設定 ④ いじめ等に関する実態調査の実施 ⑤ 実態調査の個票の分析	① 迅速慎重な事情聴取 ② 事態の全容を正確に把握 ③ いじめ防止対策委員会、教育相談、学級PTAの設定 ④ いじめ等に関する実態調査の実施・分析 ⑤ 実態調査の個票の分析
学級担任	養護教諭	図書事務員・用務員	児童
① 迅速慎重な事情聴取 ② 事態の全容を正確に把握 ③ いじめ防止対策委員会、教育相談、学級PTAの実施 ④ いじめ等に関する実態調査の実施・分析 ⑤ 実態調査の個票の分析	① 親身になった事情聴取 ② 事態の全容を正確に把握 ③ いじめ防止対策委員会、教育相談、学級PTAへの情報提供 ④ いじめ等に関する実態調査の実施・分析 ⑤ 実態調査と健康相談の連携	① 学級担任への協力 ② 当該児童の行動の観察 ③ 情報収集の補助	① 見たことや聞いたことを正直に担任や担当の先生に伝える。 ② 些細なことでも気になることがあったら相談をする。 ③ 困っている友達がいいたら先生へ伝える。
保護者の協力	・ 児童の様子観察 ・ 学校との指導連携 ・ 担任や管理職との連携強化 ・ 守秘の協力		
その他	・ SC, SSW, 教育委員会, 関係機関等の指導助言		

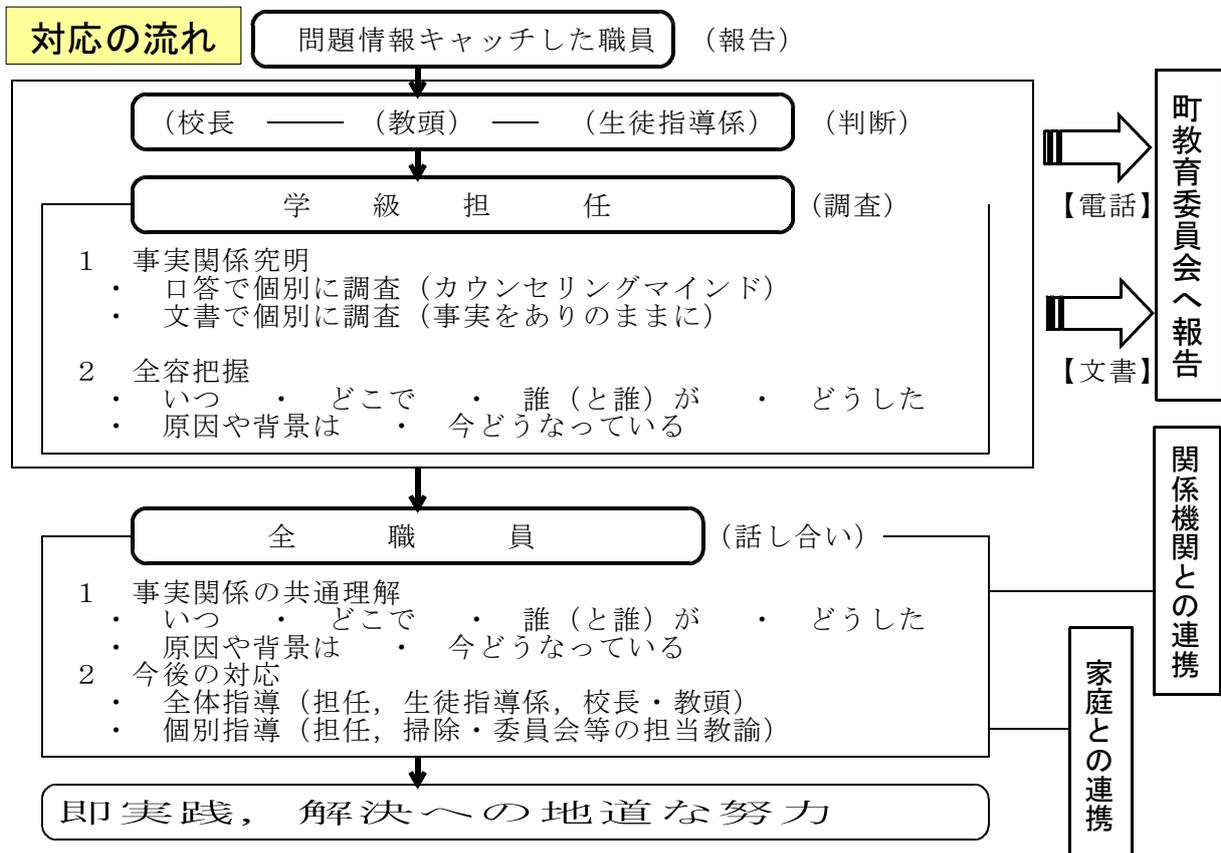
- 正確な実態把握
 - ・ 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
 - ・ 関係職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。
 - ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- 指導体制、方針決定
 - ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

- ・ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
 - ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）
- 子どもへの指導・支援
- ・ いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
 - ・ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
 - ・ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
- 保護者との連携
- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
 - ・ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- いじめ発生後の対応
- ・ 継続的に指導・支援を行う。
 - ・ カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

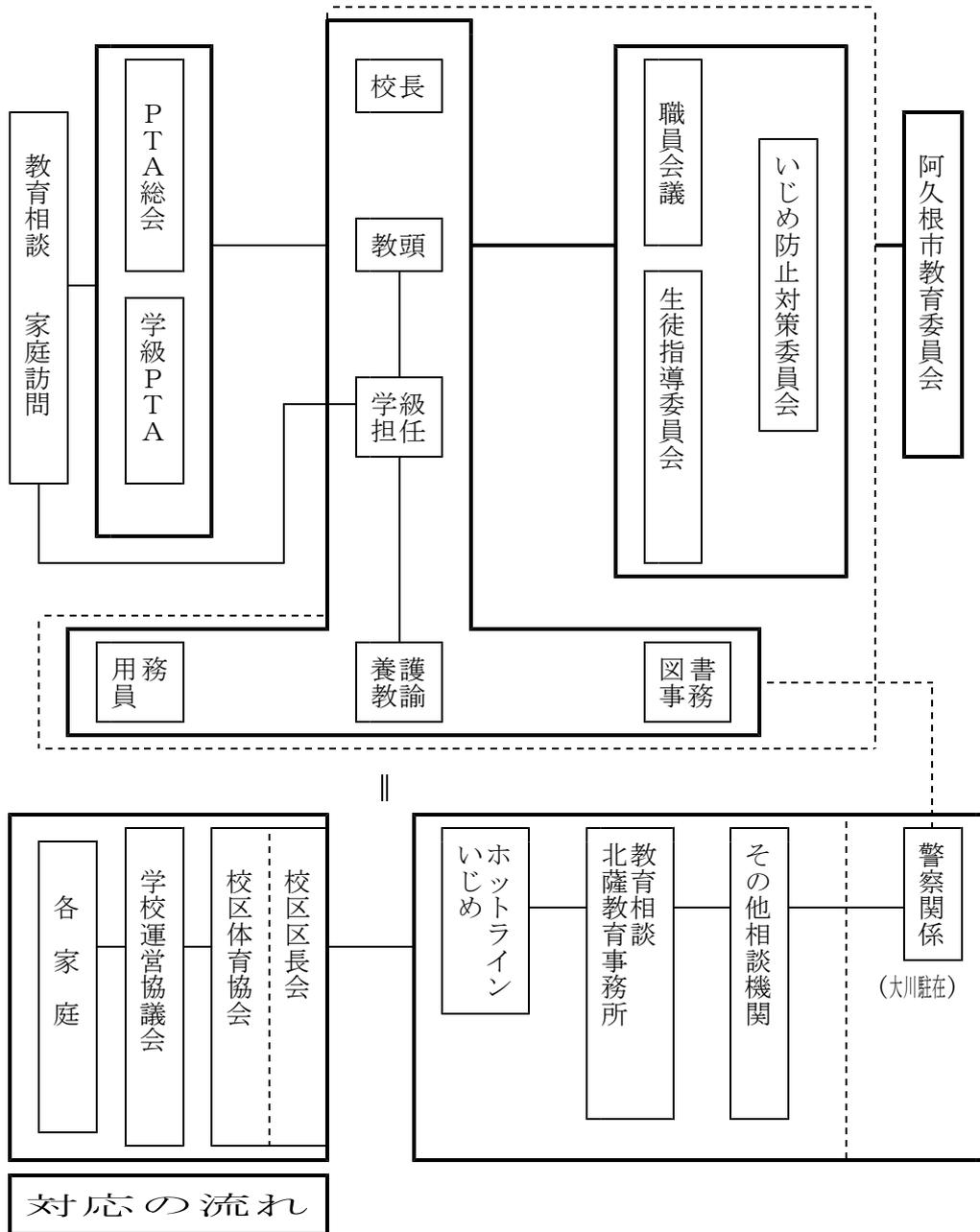
【ネット上のいじめの対応】

- 啓発・研修
- ・ インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
 - ・ ネットいじめの予防を図るため、保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- 早期発見・早期対応
- ・ 家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
 - ・ 平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- 関係機関との連携
- ・ ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

X その他（対応の流れ図、管理・運営機構図）



管理・運営機構



※ 保護者・地域との連携

- 地域・保護者への情報提供
 - ・ 学校は、「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、いじめ問題に関する情報を十分に提供して、校区民の理解・協力を求める。
 - ・ いじめの兆候・家庭のしつけの在り方・学校生活の現状・指導の事例等を学校だよりなどでお知らせするなど、連携を図る努力をする。
 - ・ 「学校だより」を各区長へ直接お渡しする際に、地域の子どもたちの様子等、確認する。
 - ・ いじめの行為やこれに関連すると思われる子どもの学校外における行動等に関して学校に寄せられる情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。
- 地域機関等との連携
 - ・ 校区体育協会等、児童の地域行事参加や地域で過ごしている様子等、会の中で話題にしていただくとともに、積極的に連携を図る。
 - ・ 学校運営協議委員は、校内外の子どもたちの様子を観察し、年3回の学校運営協議委員会で情報交換を図る。